

第10回定期総会議事録	
1、日時	平成30年10月29日(月)
2、場所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、3番坪根委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員7名(国分、橋本、黒土、奥、今井、武本、尾家)
4、欠席委員	なし
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、羽田野、高倉
6、議題	別紙議案書のとおり。
7、開会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	6番田畑委員、12番百留委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中15名の出席であります。議長よろしくお願い致します。
中原会長	おはようございます。
議長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議長	それでは、6番田畑委員、12番百留委員にお願いします。
議案審議 議第1号 議長	議第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 1番の読み上げを事務局お願いします。
事務局(高倉)	1番議案朗読
議長	議第1号 農地法第18条第6項の規定の1番について坪根委員に調査報告をお願いします。
3番(坪根)	報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。審議をお願いします。

議 長	1 番について坪根委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番は許可と致します。 続きまして 2 番について事務局お願いします。
事務局(高倉)	2 番議案朗読
議 長	2 番について村上委員に調査報告をお願いします。
15 番 (村上)	2 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、 合意解約で間違いありません。解約後は 3 条申請です。審議の程お願い 致します。
議 長	2 番について、村上委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませ んか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 2 番は許可と致します。
議案審議 議第 2 号	農用地利用集積計画 (案) について
議 長	議第 2 号農地利用集積計画(案)の利用権設定について、尾家推進委員 は議事参与により退出をお願いします。農政振興課担当者、説明をお願 いします。
農政振興課 (藤中)	(農政振興課 担当 説明)
議 長	只今説明のありました平成 30 年 (10 月分) 農用地利用集積計画 (案) の利用権設定について、皆様、ご意見ございませんか。
全委員	(異議なし)

議	長	ご意見ありませんので、議第 2 号平成 30 年（10 月分）農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認と致します。尾家推進委員は入室をお願いします。議第 2 号平成 30 年（10 月分）農用地利用集積計画（案）の所有権移転につきまして、農政振興課担当者、説明をお願いします。
農政振興課 （藤中）		（農政振興課 担当 説明）
議	長	只今説明のありました平成 30 年（10 月分）農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、皆様、ご意見ございませんか。
全委員		（異議なし）
議	長	ご意見ありませんので、議第 2 号平成 30 年（10 月分）農用地利用集積計画（案）の所有権移転については承認と致します。
議案審議 議第 3 号		農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について
議	長	議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局は 1 番をお願いします。
事務局(高倉)		1 番を朗読
議	長	議第 3 号 1 番についての調査報告を尾家推進委員にお願いします。
尾家推進委員		（1 番の現地について説明） 譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われまます。審議お願い致します。
議	長	議第 3 号 1 番については尾家推進委員の調査報告のとおりですが、質疑等はありませんか。
全委員		（異議なし）
議	長	ご異議ありませんので議第 3 号 1 番については許可と致します。続きまして 2 番を事務局お願いします。

事務局(高倉)	2 番を朗読
議 長	議第 3 号 2 番についての調査報告を門脇委員にお願いします。
11 番 (門脇)	(2 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 2 番については、門脇委員の調査報告のとおりですが質 疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 2 番は許可と致します。続きまして 3 番を事務局。
事務局(高倉)	3 番を朗読
議 長	議第 3 号 3 番についての調査報告を百留委員にお願いします。
12 番(百留)	(3 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件も満たしており問題はないかと思われ ます。
議 長	議第 3 号 3 番については、百留委員の調査報告のとおりですが質 疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 3 番は許可と致します。続きまして 4 番を事務局。
事務局(高倉)	4 番を朗読
議 長	議第 3 号 4 番についての調査報告を村上委員にお願いします。

15 番(村上)	(4 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 4 番については、村上委員の調査報告のとおりですが質疑等 はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 4 番は許可と致します。
議案審議 議第 4 号 議 長	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番を事務局お願いします。
事務局 (中春)	1 番を朗読
議 長	議第 4 号 1 番についての調査報告を高倉委員にお願いします。
2 番 (高倉)	(1 番の現地について説明) 転用目的は農地造成です。現地確認を行ったところ、周辺農地への影 響など特に問題はないと思われますので審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 1 番については、高倉委員の調査報告のとおりですが質疑等 はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 4 号 1 番については許可相当とし、県に 進達致します。
議案審議 議第 5 号 議 長	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について それでは 1 番を事務局お願いします。
事務局 (中春)	1 番を朗読

議 長	議第 5 号 1 番についての調査報告を国分推進委員にお願いします。
国分推進委員	(1 番現地について説明) 転用目的は駐車場用地です。雨水につきましては隣接する水路に放流です。現地も確認済ですので問題ありません。以上審議お願いします。
議 長	議第 5 号 1 番については、国分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。議事参与により橋本委員は退出をお願いします。では次に 2 番を事務局。
事務局 (中春)	2 番を朗読
議 長	議第 5 号 2 番についての調査報告を橋本推進委員お願いします。
橋本推進委員	(2 番現地について説明) 転用目的は貸駐車場用地です。下水は公共下水道、雨水は隣接する排水路に放流です。周辺農地に影響はないと思われます。以上審議お願いします。
議 長	議第 5 号 2 番については、橋本推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 2 番については許可相当とし、県に進達致します。では 3 番を事務局
事務局 (中春)	3 番を朗読
議 長	議第 5 号 3 番についての調査報告を坪根委員お願いします。

3 番 (坪根)	(3 番現地について説明) 転用目的は一般住宅用地です。汚水は合併浄化槽へ流し、前面にある側溝に流します。雨水も同様に全面の側溝に流します。周辺は宅地につきまして農地はありません。審議の程よろしくをお願いします。
議 長	議第 5 号 3 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 3 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は入室をお願いします。それでは、4 番、5 番を事務局
事務局 (中春)	4 番、5 番を朗読
議 長	議第 5 号 4 番、5 番についての調査報告を坪根委員をお願いします。
3 番 (坪根)	(4 番現地について説明) (5 番現地について説明) 4 番につきましては家を建てる際の進入路です。5 番の転用目的は一般住宅用地です。境界の立会も行っており、特に問題ないと思われます。排水に関しましては浄化槽を設けまして、水路に放流で、雨水も水路に放流です。審議をお願いします。
議 長	議第 5 号 4 番、5 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 4 番、5 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は入室をお願いします。 それでは、6 番、7 番事務局
事務局 (中春)	6 番、7 番を朗読
議 長	議第 5 号 6 番、7 番についての調査報告を田畑委員をお願いします。

<p>6 番（田畑）</p> <p>議 長</p> <p>全委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局（中春）</p> <p>議 長</p> <p>尾家推進委員</p> <p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>（6 番現地について説明）</p> <p>転用目的は農業用施設及び駐車場用地です。現在、申請地の隣で栽培していますパパイヤに必要な農業用施設と駐車場を整備することです。雨水は地下浸透及び既設の排水口を利用し排水路へ放流します。境界確認も出来ております。</p> <p>（7 番現地について説明）</p> <p>転用目的は事業所敷地拡張用地で申請者が行っている造園業の敷地を拡張し資材置き場として利用することです。雨水は敷地内で集水し既存の排水口より東側の市道側溝へ放流します。境界確認もできております。</p> <p>議第 6 号 6 番、7 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ありませんので、議第 5 号 6 番、7 番については許可相当とし、県に進達致します。それでは 8 番事務局</p> <p>8 番を朗読</p> <p>議第 5 号 8 番についての調査報告を尾家推進委員お願いします。</p> <p>（8 番現地について説明）</p> <p>転用目的は一般住宅用地です。境界もはっきりしております。生活排水は合併浄化槽を配置し、道路側溝に流します。雨水も同様に道路側溝に流します。周辺の農地に影響はありませんので、特に問題ないと思われまますので審議をお願いします。</p> <p>議第 5 号 8 番については、尾家推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
---	--

<p>議案審議 議第7号 議 長</p>	<p>非農地証明願に関する件について。 1番から3番まで事務局。</p>
<p>事務局（高倉）</p>	<p>1番から3番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第6号1番から3番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>5番（植山）</p>	<p>非農地証明を申請する上で境界確認は必要なのではないだろうか。境界の確認をしないと周りの方に迷惑になるのではないか。</p>
<p>2番（高倉）</p>	<p>分筆などを行えば境界確認をして確定させるがそれ以外だと確認するようにしなければ境界がわからない。そして、これが転用行為に繋がっているのではないかという懸念もあります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局お願いします。</p>
<p>事務局（梶原）</p>	<p>農地法の運用の中で非農地証明を出す中で境界の確認をしてくださいと県から指導があったわけではないです。そして、農地転用の場合は農地法の許可後に工事などの行為を行います。さらに自分の土地をはみ出て、工事してはいけないので農地転用の申請では、境界をはっきりさせるように指導しています。そして、非農地証明は許可後に工事などの行為が行われるわけではなく、すでに非農地の状態ですので境界確認までは求めています。</p>
<p>13番（玉麻）</p>	<p>最近、非農地証明の申請がよくでてきているように感じる。無断で転用をする者が得をしている気がする。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局お願いします。</p>
<p>事務局（梶原）</p>	<p>無断転用で始末書添付の転用を出してもらうか、非農地証明で申請してもらうかということだと思います。あまりにも悪質でこちらの再三に渡る指導にも応じない場所は違反転用として処理します。ですが、25年で時効となってしまうので、早めの指導が必要です。今後ともよろしくお願いします。</p>

6 番 (田畑)	<p>非農地証明でいきなりサインと印鑑がほしいと説明もなしに、言われた事があった。現地も見ずに印鑑は押せないと断ったが良かったのか。</p>
事務局 (梶原)	<p>非農地証明でこちらに確認に来た方には、先に事務局が現地の確認に行った後に委員さんへお伝えするようにしています。非農地証明をいきなり持って来られた場合は連絡をください。こちらで税務の情報などを調べます。こういった連携でお願いいたします。</p>
議 長	<p>ご異議はありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第 6 号非農地証明願に関する件について、1 番から 3 番を適当とし、証明を発行致します</p>
議案審議 議第 7 号 議 長	<p>議第 7 号 その他について事務局よりお願いします。</p>
福永局長	<p>議第 7 号 (別紙議案のとおり)</p>
議 長 事務局 (高倉)	<p>それでは今回の総括を致します。 議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、 1 番から 2 番については許可と致します。 議第 2 号農用地利用集積計画 (案) については全て承認と致します。 議第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 4 番については許可と致します。 議第 4 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番については許可相当として県に進達致します。 議第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 8 番については許可相当として県に進達致します。 議第 6 号非農地証明願に関する件について 1 番から 3 番については承認と致します。 以上を持ちまして、平成 30 年第 10 回定期総会を閉会します。 (終 午前 10 時 30 分)</p>